

ILO 勧告第 127 号見直し討議(第一次議)・

抄訳 (4) 出典 Provisional Record 18:Fifth item on the agenda
“Report of the Committee on the Promotion of Cooperatives”

島村 博 (協同総合研究所)

訳出にあたって

ここに提出する表記の暫定議事録は、「協同組合」勧告第 127 号の見直しのために 2001 年度に招集された ILC (国際労働会議) 第 89 回における論議を議事当事者より選出された委員会がリアル・タイムで整理したものである。訳者は確定議事録が公表されるという前提で今日まで提出を差し控えてきた。

しかし、当該議事録が近い将来において編集されることは望めない。また、「勧告ノート(1)」をすでに提示していることでもあり、自学自習用に作成しておいたものであるが、ILO 新勧告自体の意味と各条項の意義を把握する一資料として御高覧いただくべく拙訳を公開することとした。

全 4 回 (1) 2004 年 9 月号 (No. 146) 掲載済 (2) 2004 年 11 月号 (No. 148) 掲載済
(3) 2005 年 1 月号 (No. 150) 掲載済 (4) 2005 年 2 月号 (No. 151) 今号掲載分

ポイント 14

【結論案・甲】【結論案・甲】ポイント 14 は、
【結論案・乙】ポイント 11 と比較対照されるもの)

14. (1) 加盟者の政策は、^{なかんずく}就中、
- (a) 協同組合向け信用の利用を容易にし、
 - (b) 協同組合の原則及び実務の教育を促進し、
 - (c) 組合員及び経営者の技術的及び経営的諸能力を開発し、
 - (d) 協同組合に関する情報を普及し、
 - (e) 協同組合の生産性の水準並びに協同組合が生産する財貨及びサービスの質を改善し、
 - (f) 市場への協同組合の参入を容易にし、
 - (g) 開発政策の策定及び実施の見地から協同組合に関する国内統計の整備に努めることとする。

(2) かかる政策により

- (a) 地域的及び地方的水準に、可能なときには、協同組合に関する政策及び規制の策定及び実施を分権化し、
- (b) 国内法で他の形態の企業に要求するものよりも多い義務を命じることなく(1)、登記、監査、社会監査、免許の取得及び事業報告書の作製といった(2)分野で協同組合に関する法的義務を限定することとする。

(1) 英語版で to the same extent as is required by national law of any other form of enterprise「国内法が、何であれ他の形態の企業に要求するものと同じ範囲で」、仏語版で sans exiger d'elles davantage que ce que la legislation nationale requiert des autre formes d'entreprises「国内法が他の形態の企業に要求するものよりも多い義務を命じることなく」

(2) 英語版でsuch as、仏語版でtels queとあり、共に同じ義。かかる語法の問題点は、既に140.における注(2)及びポイント9における注(1)で指摘してある。

D.69

238. 使用者側委員、第1項に関する修正案を取り下げる。

D.99, D.100

239. トリニダードトバゴ政府側委員、バハマ、バルバドス、トリニダードトバゴの各政府側委員により提出された2つの修正案を提案。教育及び訓練に関してより明確な言及を掲げるとするもの。協同組合の教育及び訓練は相互補完的なもので、すべての水準で導入される必要があるため、より総体的に (*)この問題と取り組むことが重要ではないかと。

(*)英語版でin a more holistic way「より全体論的に」と哲学用語が使用されているのに対し、仏語版でde façon plus globale「より総体的に」。

240. 使用者側委員

修正案の最初の部分 (*)を支持するも、初等水準での協同組合教育はあまり実践的ではないと考えるので、“at all levels”「すべての水準」なる文言は適切ではないと。**労働者側副議長**、論議中の修正案(複数)は簡潔かつ要を得ているので労働側の支持を受けているとし、類似の修正案を取り下げる。彼は、教育制度のすべての水準に協同組合教育を含めることに賛成であると。**ガーナ及びスリランカの各政府側委員**は双方の修正案を支

持し、若い学生に協同組合の価値及び原則を親しませることは可能であると。**コスタリカ政府側委員**、同国ではすべての水準での協同組合の教育及び訓練が国内法で規定されていると述べて、同様に双方の修正案を支持。

(*)英語版でthe first amendment「第一番目の修正」、仏語版でle premier amendment「修正案の最初の箇所・部分」とあり、前者では言葉を補わなければならない。後者をここでは採る。論者は、「相互補完的なもの」という件には反対していないので

241. フランス政府側委員

“at all levels”「すべての水準」なる文言は瑣末な問題であり、故に、これらの文言を“at appropriate levels”「適切な水準で」なる文言と置き換える派生修正案を提案。この派生修正案は使用者側副議長、トリニダードトバゴ及び英国の各政府側委員により支持される。**スペイン政府側委員**、協同組合の価値及び原則は国の教育制度の外でも促進されるべきであるという事実を反映する追加的な派生修正案を提出。当該の派生修正案は、労働者側副議長並びにメキシコ及びスウェーデンの各政府側委員により指示された。

242. 使用者側委員、結論案は協同組合の価値及び原則の促進を教育制度に限定してはいないと指摘。労働者側副議長は、次いで、新しい派生修正案を提案し、それは使用者側副議長に受け入れられた。

2つの修正案がその後採択され、最初のもは先に提出されたもので、第二のものは労働者側副議長の提案になる派生修正案であ

る。

D.135

243. 労働者側副議長

第一パラグラフの第3項を新しいテキストで置き換える修正案を提案。彼は、直ちに、“responsible”「責任のある」を削除し、“member-workers”「従事組合員」を“workers”「労働者」に置き換える旨の派生修正案を提出。提案されたテキストはポイント5と対応するのである。それは、協同組合の組合員ではない労働者が協同組合におけるヒューマン・リソース開発活動から排除されてはならないということを明確にするものである。更に、スリナム政府側委員により先の論議中に申し分なく説明されている情報及びコミュニケーション・テクノロジーの重要性を反映するものでもある。使用者側委員は、使用者側としては当該修正案の動機を受け入れ、それ故に反対ではないと表明。

244. 修正案は、派生修正案が採択される。

D.101

245. インド政府側委員により提出された修正案は同人が欠席し、かつ、当該修正案がいずれの委員にても支持されなかったため、論議されえず。

D.136

246. 労働者側副議長

労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言及び中核的労働基準の協同組合内での適用への言及を内容とする新しい項を導入する修正案を提案。彼は、直ちに、“and ensure that cooperatives are not set up for, or directed at non-compliance with

labour laws or used to implement disguised employment relationships”「そして、協同組合が労働法の遵守を回避する目的で設立され、又は回避を指向させられ、又は雇用関係の不在を偽装するために役立てられることがないように保障し」との文言を付け加える派生修正案を提案した。

彼は、これは一般討議中に合意されており、また、国際労働基準、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言が協同組合にも適用されうるとする前文が採択されているので、このポイントにおいて適切な言及を含めることは重要であると説明した。協同組合が既存の労働立法を迂回するために利用されないよう保障する助けとなるテキストを含めることも重要であると。彼は、何人かの政府側委員がこの種の言及を結論案の最初から最後まで含める必要はないとする指摘を考慮に入れ、それ故に類似の修正案を先のポイントでは撤回した。しかし、かかる言及を含める上でここは適切な箇所ではないかと。

247. 使用者側委員

パラグラフの冒頭に置かれる“Members”なる文言は“Governments”「政府」を指すものかどうかが明確にするようにと。彼は、委員会をして、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言は政府に適用されるのであって、個々に把握される企業、労働団体又は協同組合に適用されるものでもなければ個人に適用されるものでもない(*)ということ想起せしめた。このことは当該修正案の措辞において反映されるべきである。これが為されるとして使用者側委員は当該修正案を受け入れると。労働者側副議長は、“Members”「加入者」なる文言は“member States”「加盟国」を指すと確認した。

(*)英語版でnot to individual enterprises, workers' organizations, cooperatives or individuals「個々の企業、労働者の団体、協同組合に適用されず、個人にも適用されるものではない」仏語版でmais pas aux entreprises, aux organisations de travailleurs ou aux coopératives prises séparément, ni aux particuliers「個々に把握される企業、労働者の団体又は協同組合に適用されるものでもなければ個人に適用されるものでもない」。

248. 修正案は、派生修正案が採択された。

249. **労働者側副議長**、いかなる混乱も避けるために、結論案で“Members”の代わりに“member States”「加盟国」なる文言を使用すべきかどうか起草委員会が決定するよう提案した。

D.114

250. **アメリカ合衆国政府側委員、カナダ、フランス、アメリカ合衆国の各政府委員**により提出された修正案を提案。(1)(e)項の冒頭に“promote training and other forms of assistance to”「への訓練その他の支援形態を促進する」なる文言を追加するというもの。当該の修正案の目的はテキストを明確にすることにあると。**使用者側副議長**、修正案を支持すると。**労働者側副議長**、同じく支持。そして、委員会をして、ポイント11の論議中にアルゼンチン政府側委員が労働における安全及び健康への言及を含める提案をしている旨を想起せしめた。当該の言及を後で掲げることが同意されていたと。そ

れをこのポイントにおいて掲げることが適しているとして、そのとおりに派生修正案を提案した。“to promote”「促進する」なる文言の繰り返しの使用という使用者側副議長の観察を受けて労働者側副議長、懸念を回避するために派生修正案を提案。

251. 修正案は、かかる修正案として採択された。

D.137

252. **労働者側副議長**、両性の平等に関する新しい項を付け加える修正案を提案。彼は、直ちに、“membership”(*)の後に“and leadership”なる文言を、“resources”の後に“to”なる文言を付け加える派生修正案を提案。彼は、当該修正案のエッセンスは、これまで十分に強調されてはこなかった両性の平等を強調することにあるので、さらなる派生修正案を歓迎すると。

(*) 仏語版ではd'adhérer「組合員になること」とある。“membership”は「組合員の資格」と解すべきである。

253. **使用者側副議長**

両性の平等への言及は前で掲げられているので当該の修正案は不要であると。**ノルウェー政府側委員**、先の言及では十分に明白であるとは言いがたいので修正案に同意すると。**アルゼンチン、サウジアラビア、アメリカ合衆国の各政府側委員**、このポイントで当該の言及の要なしとする使用者側副議長に同意と。**労働者側副議長**、ポイント13における言及はほんの部分的に当該の主題をカバーしたにすぎないと指摘。受け入れる助けとなるのであれば修正案を本質的に派生

修正する用意があると。引き続き討議及び一連の派生修正案が提出された後、以下の合意に落ち着く。“encourage gender equality in cooperatives and in the work of cooperatives” 「協同組合における、及び協同組合の労働における両性の平等を奨励する」と。

254. 修正案は、派生修正案が採択された。

255. マダガスカル政府側委員、アメリカ合衆国政府側委員、カナダ、ニュージーランド、英国の各政府側委員により別々に提出された 3 つの修正案は、取り下げられる。

D.111

256. カナダ政府側委員により支持されアメリカ合衆国政府側委員、(2)(a)項にある“where possible” 「可能な場合は」なる文言を“where appropriate” 「適切な場合は」で置き換える修正案を提案。彼女は、ローカルな水準の管轄相互の間での規範と規制(*)の不整合が問題を引き起こしかねないが故にこのことは重要であると説明。使用者側及び労働者側の副議長、共に支持。彼女は、当該の修正案は日本、ニュージーランド、英国の各政府側委員も支持していると指摘。

(*) 英語版で rules and regulations、仏語版で règles et réglementations。共に同じ義。

257. 修正案が採択される。

D.138

258. 労働者側副議長

(2)(b)の項を新しいテキストで置き換える修正案を提案。彼は、提案されているテキストは協同組合の特有な性格を承認するものと説明。協同組合は必ずしも他のタイプの経済組織と同様な方法で処遇されるべき必要はないという先で為された合意に基づくものだと。しかし、当該の条項は実務的かつ検査の論点を扱うにすぎないと指摘した。

259. コスタリカ、キプロス、ニュージーランド、サウジアラビア、スワジランドの各政府側委員、修正案を支持。ベルギー及びメキシコの各政府側委員、原則的に修正案を支持するが、よりいっそうの明確化を求める。労働者側副議長、協同組合が過度に重苦しい規範及び法制度により負担に苦しむことがないように保障するために協同組合の法的義務を定義する必要があると説明した。彼はまた、当該の修正案はポイント13の第2パラグラフで採択されたテキストに対応するとも指摘した。スウェーデン政府側委員は修正案を支持した。

260. フランス政府側委員、派生修正案を提案するも採用されず。使用者側委員、“define” 「定義づける」なる文言が“explain” 「説明をする」を意味するならば、使用者側委員は当該の修正案を支持すると。

261. 修正案が採択される。

262. フランス政府側委員により提出された修正案が取り下げられる。

D.104

263. ケニア政府側委員、^{コボレト ガガナス} 団体統治に関する項を付け加える修正案を提案。彼女は、

コーポレートガバナンスの論点は協同組合の理事が不適切にもしばしば経営陣に口出しをする(*)途上国では特に重要であると指摘。**労働者側副議長**、当該の項を以下の文言で置き換える派生修正案を提案。“promote best practice on corporate governance in cooperatives”「協同組合の法人統治における最良の^{ベスト}実践^{プラクティス}を促進する」という文言で。

使用者側副議長、修正案がテキストを実際に改善したことになるのかと、いぶかしんだ。ニュージーランド政府側委員、修正案を支持。

(*) 英語版で board members of cooperatives often interfered in their management, which was not appropriate 「理事が不適切にもしばしば経営陣に口出しをする」、仏語版には which was not appropriate に対応する件はなく、les membres du conseil d'administration des cooperatives s'ingéraient souvent dans leur gestion 「協同組合の理事がしばしば協同組合経営に不当に干渉する」とある。

264. カメルーン政府側委員からの質問を受けて、**労働者側副議長**、「コーポレートガバナンス」なる術語は経済的又は社会的団体の運営において透明性、実効性及び統一性を保障するために配備されるシステムを指すものであると。彼は、会社の取締役会の選任、年次報告書を公表する要件や労働団体における投票及び組合費の規則といった例を挙げた。**カメルーン政府側委員**、かかる事項は協同組合立法により包括されうると。**ケニア及びレソトの各政府側委員**は、派生修

正案としての修正案を支持と。

265. **アルゼンチン、フランス、ナイジェリア、スペインの各政府側委員**、原則的に着想を支持するが、「コーポレート・ガバナンス」なる術語は万人に必ずしもはっきりと理解されるわけではなく、特殊には同等の術語がフランス語及びスペイン語にはまるでないと。**使用者側委員**、当該の術語は実業界では広く使われ、株主、経営陣及び労働者を含むものであると。彼は、今後はビジネス社会の外でもますます使われるようになると確信をしていると。彼は、それ故に、派生修正案としての修正案を支持すると。**労働者側副議長**、修正案が採択されるべきであること、および、相当するフランス語及びスペイン語のバージョンは起草委員会に委ねるべきであると提案。

266. 修正案は、派生修正案が採択された。

267. **ポイント 14** は、修正案が採択。**【結論案・乙】**【結論案・乙】ポイント 14 は**【結論案・甲】**ポイント 16 と比較対照すべきもの)

14. (1) 協同組合は、その事業上の生育能力及び、雇用及び所得を創出する能力を強化するために支援サービスを利用できることとする。

(2) これらのサービスは、可能なときは、以下を含むこととする。

- (a) 人材開発プログラム
- (b) 研究及び経営の助言サービス
- (c) 融資及び投資の利用
- (d) 経理及び監査のサービス
- (e) 経営情報サービス
- (f) 情報及び広報サービス

- (g) 科学技術及び技術革新に関する助言サービス
- (h) 法務及び税務サービス、及び、
- (i) 一定の経済セクタで事業活動を行なう協同組合を支援するその他のサービス
- (3) 加盟国は、これらの支援サービスの制度化(*)の促進に助力することとする。協同組合及び協同組合の諸組織は、これらのサービスの組織化と管理に参加することを奨励されることとし、及び、実行可能かつ必要なときは、これらのサービスの資金提供を行なうこととする。

(*) 英語版で the establishment 「制度化」、仏語版で la mise en place 「実行」。

D.140

268. 労働者側副議長

ポイント 14 の後に競争政策に関する新しいポイントを含める修正案を提案。彼は、独占禁止法の適用除外は最近では、特に EU 及び合衆国で拡大してきているように見受けられると。当該の修正案の目的は、独占禁止法が協同組合に対して不公正に、又は不必要に適用される場合において協同組合を保護することができる国際的本文を参照させることにあると。かかる修正案なしには競争政策が協同組合の適法な役割を掘り崩す可能性が生じると。彼は、ことによると反競争的行動という理由で告訴されうる農場経営者たちのマーケティングと流通のための協同組合の例を挙げた。

269. 使用者側副議長

農業経営者の協同組合が他の企業と別個に扱われるべし、ということは納得できない、

と。当該の修正案は level playing field (平等の競争条件 競技場は平であってしかるべし) を脅かすからだ。EU では競争政策は大変に厳格。EU 諸国の政府側委員の見解を聞きたい、と。

270. かなりの討議が保障され、その間に **アルゼンチン、ベルギー、ギリシャ、英国の各政府側委員**、通常の競争政策は、商業を営む協同組合に適用されて当然であるとして修正案に反対。アルゼンチン政府側委員は、反対理由を説明するために、小規模の協同組合を圧殺する巨大な協同組合という仮説的な例を挙げた(*)。

(*) 文脈から見て、ここで発言者が自ら「仮説的」例であると断るとは思われな。先の箇所においてもそうであるが、発言者に対する意図的なコメントが挿入されていることに注意すべきである。

271. **コスタリカ、マラウイ、メキシコ、スペインの各政府側委員**、原則的に修正案に支持するも、別の措辞ではより不適切になるのかと、いぶかしんだ。

272. **労働者側副議長**、討議中に表明された見解を考慮に入れて修正案を撤回。しかし、委員会は、私的企業向けの法律と政策の操作により正当な協同組合の実践が制約されることを回避するための法律の調整を考慮する必要があると指摘した。

D.139

273. 労働者側副議長

インフォーマルな経済活動に言及する新し

いポイントを追加する修正案を提案。彼は、直ちに、“members should promote the important role of cooperative in transforming what are often marginal, survival activities (sometimes referred to as the informal sector) into legally protected work, fully integrated into mainstream economic life” 「加盟国は、しばしば周縁的で、生き残りのための活動(時として、インフォーマル・セクタとして言及される)なるものを法律で保護される労働に変換し、メインストリームの経済活動に完全に統合する上で協同組合が果たす役割を促進するべきである」と読み替える派生修正案を提案。彼は、国が異なれば informal economic activities (インフォーマルな経済活動)を言い表す術語が異なると説明。このことは既に結論案に対する一連の修正案において反映されている。ILOがinformal sectorに関し何を為すべきかとかかわり、ILC第88回会議(2000年)において展開されたヒューマン・リソース開発をめぐる論議中に到達した合意をもたらす上で協同組合は重要な役割を果たしている。派生修正案を提案する今ひとつの理由として、彼は、informal sectorなる術語がillegal(不法な)に同義とされる国もあるということで、術語論議を回避するために、提案者は、オリジナル・テキストを再修正したのだと。

274. ブルキナファソ、フランス、マリ、ニュージーランド、スペイン、スウェーデン、アメリカ合衆国の各政府委員、こぞって、派生修正案たる修正案を支持。**使用者側副議長**、“legally protected” 「法律で保護が与えられる」なる術語によって何が意味されるのかと、いぶかしんだ。**労働者側副議長**

が、当該の措辞は国内法規(*)により保護される労働を指すと説明し、使用者側副議長当該の修正案を受け入れる旨、表明。

(*) 英語版で national laws and regulations、仏語版で loi et règlements nationaux.

275. 修正案が新しいポイントの如く採択された。

【結論案・甲】では、この箇所に「協同組合促進のための政策の履行」というタイトルが掲げられている)

ポイント 15

【結論案・甲】

15. (1) 加入者は、協同組合に関する一定の法律を採択することとし、かつ、定期的にかかる法律を改正することとする。

(2) かかる法律は、ポイント7で掲げられた協同組合原則を明確に承認することとする。

(3) 加入者は、協同組合に関する法律の策定及び改正において関係する使用者及び労働者の団体は当然のこととして協同組合組織と協議することとする。

D.70, D.71

276. 使用者側副議長、第1パラグラフ及び第2パラグラフの合併を目的とする2つの修正案を提案。

彼は、直ちに、当該テキストを先のポイントで使用された措辞と同調させるために“taking into account” 「を考慮に入れて」なる文言を“guided by” 「に従う・に導かれる」によって置き換えるべく第1の修正案を派生修正した。**労働者側副代表**、提案され

た合併及び“guided by”なる文言の使用に同意。彼は、協同組合の価値の観念を導入する修正案を提案。彼はまた、“may”なる文言の代わりに“should”が使用されるべきこと、また、“when necessary”(*)「必要なときは」を“when appropriate”「適切なきときは」に置き換えるべきことを提案した。使用者側副議長、これらの派生修正案に同意。

(*)仏語版では、lorsque cela s'avère nécessaire「必要が明らかなきときは」とある。

277. 修正案は、派生修正案が採択された。

D.176

278. **アルゼンチン政府側委員**、アルゼンチン、コスタリカの各政府側委員により提出された修正案を提案。協同組合の被庸者でもある協同組合員の特殊な地位に関する新しい段落を掲げるといふもの。

使用者側副議長、この論点は先のパラグラフでカバーされているので不要と。**労働者側副議長**、当該の論点は多くの国で関心を持たれているので、共感する、と。ただし、それは非常に複雑な論点であり、曖昧さのない文章を起草することは、とても大変だと。彼は、それ故に、当該の修正案が取り下げられることを望むと。

コスタリカ政府側委員、配慮を謝す。彼は、それはサービスを提供する協同組合のケースで、殊のほか重要であると、より詳しく論点の複雑さを説明した。この説明に続いて当該修正案を取り下げる。

D.165, D.72

279. **アメリカ合衆国政府側委員**により

支持され日本政府側委員、第 3 パラグラフを修正する修正案を提案。彼は、直ちに、“when appropriate”なる文言を付け加える派生修正案を提案。提案された新しい措辞はテキストをより実効的にすると。使用者側副議長、当該の措辞を改善する修正案を提案。一定の論議の後に、日本政府側委員、修正案を取り下げる。

280. 修正案は、使用者側委員により提出された修正案が採択された。

281. **ポイント 15** は、当該修正案が採択された。

【結論案・乙】(【結論案・乙】ポイント 15 は【結論案・甲】ポイント 17 と比較対照すべきもの)

15. 加盟国は、協同組合による投資のための融資及び信用の利用を促進する措置を採用することとする。一定の措置により、

- (a) 信用その他の金融上の便宜が提供されることを可能にし、
- (b) 行政手続を簡素化し、協同組合資産の水準の低さを治癒し、かつ信用取引費用(*)を縮小し
- (c) 貯蓄、信用、銀行及び保険の協同組合を含め協同組合向け融資を行う自治的制度を促進し、
- (d) 社会的に不利な立場にある人々のための特別規定をふくむこととする。

ポイント 16

【結論案・甲】(【結論案・甲】ポイント 16 は【結論案・乙】ポイント 14 と比較対照すべきもの)

- (1) 協同組合は、その事業上の生育能力及

び、雇用及び所得を創出する能力を強化するために支援サービスを利用できることとする。

(2) これらのサービスは、以下を含むこととする。

(a) **協同組合の組合員、経営者及び被働者の起業家的諸能力を向上させるための訓練プログラム**

(b) 研究及び経営の助言サービス

(c) 融資及び投資の利用

(d) 経理及び監査のサービス

(e) 経営情報サービス

(f) 情報及び広報サービス

(g) 科学技術及び技術革新に関する助言サービス

(h) 法務及び税務サービス、及び、

(i) 一定の経済セクタで事業活動を行なう協同組合を支援するその他のサービス

(3) これらの支援サービスは、実行可能かつ必要なときは、協同組合及び協同組合諸組織により資金提供されることとする。

D.73

282. 使用者側副議長、「...access...on equal terms」 「平等の条件で・・・アクセス/利用する」なる観念を再び導入するために第1パラグラフのテキストを取り替える修正案を提案。協同組合にすれば不正な取引により告訴されうる状況を回避することが重要であると。彼は、経済的アクターのすべてにとって level playing field(市場における平等な競争条件)なるルールの適用除外は格別に特殊な事情においてしか許されてはならないと考える。この点は、取引活動に言及することのこのパラグラフにおいて格別に重要であると。今後において協同組合が重要な経済的プレイヤーと成りうる事実も考慮に入れられるべき

なのだと。

283. 労働者側副議長、結論案の措辞に若干の疑念を持っているが、それでもやはり当該修正案のテキストよりも結論案のそれを望むと。ある一部の協同組合は特別の支援を受けるに値すると指摘した。英国政府側委員は、“equal” 「平等の」なる文言を“similar” 「類似する」で置き換えるほうが役立つのではないのかと示唆しつつ、当該の修正案を支持。フィンランド政府側委員も同様。ブルキナファソ、キプロス、フランス、イタリア、トルコの各政府側委員は、当該修正案に反対。アメリカ合衆国政府側委員は、“equal”なる文言を“similar”で置き換えることで当該修正案を派生修正する着想を支持。使用者側委員は、“comparable” 「匹敵する」なる文言を望むと。

284. スウェーデン政府側委員、当該修正案が市場経済において事業を行う協同組合を指すのであれば、修正案を支持すると。**ケニア、サウジアラビア、スペインの各政府側委員**、ともどもILO事務局のテキストを望むと。**労働者側副議長**も、当該の修正案が続いて派生提案されるようであれば論議が長々と続く恐れがあるので、結論案のオリジナルのテキスト(「勧告案・甲」)を望むと。**カナダ政府側委員**、国が異なれば協同組合の扱いも異なることを認める。カナダ政府は国内の協同組合運動と協議をし、協同組合は平等の条件で処遇されるべきであることが合意されたと。彼は、委員会をして、ICAも平等のアクセスを支持している旨、想起させた。それ故に修正案を支持することはできないのだと。トリニダードトバゴ政府側委員、協同組合は空白を埋めるものと考えたと。結論案

でこれがより完全に反映されることを望んだが、(そうではない)ILO 事務局のテキスト(「勧告案・甲」)を受け入れると。

285. 使用者側副議長、当該修正案を取り下げる。

D.75

286. 使用者側副議長、(2)(a)項において、“training programmes”「訓練プログラム」なる文言を“human resource development programmes including those”「訓練プログラムを含むヒューマン・リソース開発」によって置き換える修正案を提案。労働者側副議長、技術的及び職業的スキルへの言及を付け加える派生修正案を提出しつつ、当該の修正案を支持すると。使用者側副議長、派生修正案を受け入れると。

287. 修正案は、派生修正案が採択された。

D.74

288. 使用者側委員、第2パラグラフの冒頭に“where possible”「可能な場合は」なる文言を挿入する修正案を提案。その目的は、列挙されたサービスの全てが必ずしも有用であり、又は必要とされるわけではないので、状況の現実を反映するためと。労働者側副議長、パラグラフ1、2及び3は一括して読まれるべきであるとして、当該の措辞を改める派生修正案を提案。これは使用者側副議長に受け入れられる。

289. 修正案は、派生修正案が採択された。

290. (2)(a)項に関する他の修正案は、労働者側副議長により取り下げられる。

D.76

291. 使用者側副議長、(2)(a)項の“external”「外部的な」なる文言を削除する修正案を提案。余計であるからだ。労働者側副議長、同意し、当該の修正案は採択。

D.162

292 アメリカ合衆国政府側委員、カナダ、キプロス、フィンランド、フランス、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、ニュージーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国及びアメリカ合衆国の各政府側委員により提出された修正案を提案。(2)(i)項を僅かに変更するもの。彼女は、当該の変更はテキストを強化するものであると。使用者側及び労働者側の副議長、当該の修正案を支持し、その後採択される。

D.175

293. コスタリカ政府側委員、コスタリカ、アルゼンチンの各政府側委員により提出された修正案を提案。パラグラフ(3)のテキストを取り替える(*)というもの。当該の修正案は、ILO事務局のテキストを明白なものにし、かつ、彫琢する意義を有すると。使用者側副議長、ILO事務局のテキストは明確かつ簡潔なので、そちらを望むと。労働者側副議長、それは前の論議と両立するし、一定の有用な契機をもたらすので、修正案を支持すると。彼は、“take part”「参加する」なる文言の前に“be encouraged”「これを奨励する」なる文言を挿入する派生修正案を提案。ブラジル、イタリア、メキシコ、サウジアラビア、スリナム、スイス、トルコの各政府側委員は、当該の修正案を支持する

と。ガーナ政府側委員は“facilitate”なる術語が協同組合の自治を害すると解されうのではないのかと懸念した。労働者側副議長、当該の修正案により協同組合の自治が掘り崩される危険はないと。彼は、多くの政府が中小企業向けに同様の支援サービスを提供していると指摘した。これは協同組合の独立性を損なってはしないと。使用者側副議長はカナダ政府側委員と憂慮を共にするとしながらも当該の修正案に対する支持を表明した。

(*)英語版でreplace、仏語版でremplacerとあるが、何で取り替えるか示されていない。replaceでは、元の場所に置くという意味もあるが、続く次の文から見て媒介の記述を割愛したものと思われる。

294. 修正案は、派生修正案が採択された。

295. **ポイント 16** は、修正案が採択された。

【結論案・乙】(【結論案・乙】ポイント16は、【結論案・甲】ポイント18と比較対照すべきもの)

16. 協同組合運動の促進のために、加盟国は、経験交流及びリスクと利益の分かち合いを容易にするために、あらゆる形態の協同組合の間での技術上、取引上及び金融上の連携の発展に好都合な諸条件を奨励することとする。

ポイント 17

【結論案・甲】(【結論案・甲】ポイント17は【結論案・乙】ポイント15と比較対照されるべきもの)

17. 加入者は、協同組合による投資のため

の融資及び信用の利用を促進する措置を採用することとする。一定の措置により、

- (a) **市場の諸条件の下で可能な限り**、信用その他の金融上の便宜が提供されることを可能にし、
- (b) 行政手続を簡素化し、協同組合資産の水準の低さを治癒し、かつ信用取引費用(*)を縮小し
- (c) 貯蓄、信用、銀行及び保険の協同組合を含め協同組合向け融資を行う自治的制度を促進し、
- (d) 社会的に不利な立場にある人々のための特別規定をふくむこととする。

D.77

296. **使用者側委員**、ポイント17を削除する修正案を提案。彼女は、委員会をして、政府の主要な役割は協同組合が事業活動を行い得る法的および規制的枠組を整備することであり、かつ、政府は協同組合を促進すべきである、ということが合意をみていることを想起せしめた。クレジット及び融資の利用という論点はポイント14及び同15において既に扱われている。それ故にここでこの論点を繰り返すには及ばない。いずれにしても、提案されている諸項には、細目があまりにも多すぎる。政府に多くのことが求められすぎるし、国が異なれば環境も異なるということが承認されてもいない。さらに、掲げられた措置のあるものは政府の課題ではない。今後の論点はlevel playing fieldというコンセプトであると繰り返した。中小企業に関する論議に関しては、労働側副議長による勧告第189号への言及を例外として、ほとんど言及されることがなかった。委員会は、大概の協同組合は小さいのに、私的企業は通例は巨大、という印象を持っているのではないの

か。実際は、カナダでは、5人以下しか雇用していない企業は75%にのぼる。かかる企業が被庸者総数の50%超を雇用している。かかる事情は大概の国で似たようなものだ。ILO第189号勧告が採択された所以である。同勧告の言い直しには、(*)補助を促進するというものはない。委員会が別の方向に顔を向けているようで、遺憾である。

(*)協同組合への、という言葉は補って読むべきである。

297. 労働者側副議長、使用者側委員の議論には納得できないと。彼は、勧告第189号は、実際に、この論点に関する重要な細目を掲げていると指摘した。いくつかの細目は結論案においても必要であり、措辞を改めるためにテキストについての修正案を論議することを歓迎すると。

298. 使用者側委員、勧告第189号の措辞は中立的なことこのうえないと、指摘。零細企業が資金繰りの面で困難に直面していること、政府が支援できること、というのは明らかである。だが、この論点は結論案の別の箇所でも触れられていると。使用者側副議長、政府はこの分野で柔軟性を持つべきであり、それ故にポイント17は必要ではないと。

299. 労働者側副議長、結論案は勧告第189号の構造に類似していると。同勧告の第14パラグラフは「満足の行く条件の下でのアクセス」及び可能な措置としての4つの挙証例を含んでいると。ポイント14及び同16における言及は十分な細目にわたるものではない。それ故に、このポイントにおいて制限列挙的ではなく(1)幾つかの挙証例を掲げる

ことが有用であると。**使用者側委員**、当該勧告においても協同組合について言及がされており、したがって所与の挙証例は既に協同組合に適用されていると指摘。助成金(2)の論点に関しては、彼女は、経済組織の1カテゴリーへの助成が他のカテゴリーの経済組織に不利益となるのであれば適切ではないと。

(1) 英語版で without being prescriptive とあり、「規範性をもたさずして」と読める。仏語版で en évitant d'être restrictif とあり、ここでは、事例を「制限することなく」と読める。たんなる例を挙げるという筋での副詞句と解して、仏語による表記を採用する。

(2) 英語版で grant、仏語版で dons

300. ブルキナファソ政府側委員及び、カメルーン、ナイジェリア、南アフリカ、スワジランドの各政府委員を代理してケニア政府側委員、幾つかの挙証例を掲げることは適切であると。**アルゼンチン政府側委員**、当該のテキストを改善することができると提案しつつ、同意。彼は、委員会をして、結論案はガイドラインであって、義務を設定するものでもなければ多くの細目を規定するものでもないことを想起せしめた。**コスタリカ、キプロス、イタリア、パナマの各政府側委員**は、こもごも修正案に反対。**フランス政府側委員**も修正案に反対し、提案されている措置のあるものは既に同国で実施されているものに類似すると指摘した。**英国政府側委員**は修正案を支持し、協同組合のすべてが小さいわけでもなければ必ずしも新規の企業というわけでもなし、協同組合のすべてが disadvantaged groups (社会的に不利な立場にある人々)により創設されると

というわけでもない」と指摘。協同組合の多くは取引上の理由から協同組合という構造を選択するのであり、特別の措置はそれ故に適用するべきではないと。

301. 使用者側副議長は当該修正案を取り下げる。

D.174, D.172, D.160

302. アルゼンチン政府側委員、アルゼンチン、コスタリカの各政府側委員より提出された修正案を提案。“under market conditions”「市場の諸条件の下で」なる文言を“under conditions appropriate to their needs”「そのニーズに相応しい諸条件の下で」に置き換えることにより(a)項の文末を変更するというもの。**労働者側副議長**、当該の項の最終部分を落とすことを提案する修正案を提案したが、アルゼンチン政府側委員により今提案された修正案を受け入れる用意があると態度表明。当該の項の最終部分を落とすとする類似の修正案が**フランス及びイタリアの各政府側委員**より提出される。**イタリア政府側委員**、条件の良し悪しは問題ではなく、むしろ、それぞれの国が独自に条件を決定するべきであると。

303. **使用者側委員**、一定のパラメーターは必要であるとし、勧告第189号の類似するパラグラフより措辞を利用する派生修正案を提案。**労働者側副議長**、利潤を追求するものではない協同組合と、利益を指向する中小企業との間には差異が存するので当該の派生修正案を支持しないと。勧告第189号は、それ故に、あらゆるケースに適用可能な例として役立てられ得るものではないと。彼は、委員会に討議を締めくくりうる彼の修正案を採

択するよう促した。

304. **使用者側副議長**、労働者側委員より提出された修正案を支持し、同人の修正案を取り下げる。**アルゼンチン、フランスの各政府委員**はそれぞれの修正案を取り下げる。

305. 修正案が採択された。

306. **ポイント17**は、修正案が採択された。**【結論案・乙】**では、この箇所「使用者及び労働者の団体並びに協同組合の諸組織の役割、及び、これらの間の諸関係」というタイトルが付されている)

【結論案・乙】(**【結論案・乙】**ポイント17は**【結論案・甲】**ポイント10と比較対照されるべきもの)

17. 使用者団体は、**必要があるときは**、当該団体に加入を望む協同組合に会員資格を拡大し、かつ、他の会員と同一の要件で(*)適切な支援サービスを提供することに配慮することとする。

(*) 英語版で the same terms and conditions、仏語版で aux mêmes conditions.

ポイント18

【結論案・甲】(**【結論案・甲】**ポイント18は**【結論案・乙】**ポイント16と比較対照されるべきもの)

18. 協同組合運動の促進のために、加入者は、経験交流及びリスクと利益の分かち合いを**奨励**するために、あらゆる形態の協同組合の間での技術上、取引上及び金融上の連携の発展に好都合な諸条件を**創造**することとする。

D.166

307. アメリカ合衆国政府側委員、カナダ、キプロス、フィンランド、フランス、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、ニュージーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国、アメリカ合衆国の各政府側委員より提出された修正案を提案。第1行目の“create”「創造する」なる文言を“encourage”「奨励する」なる文言に置き換え、第3行目の“encourage”「奨励する」なる文言を“facilitate”（容易にする、捗らせる）なる文言に置き換える、というもの。**使用者側及び労働者側の副議長**、共に当該修正案を支持し、採択される。

308. ポイント 18 は採択された。

【結論案・乙】(【結論案・乙】ポイント 18 は【結論案・甲】ポイント 11 と比較対照されるべきもの)

18. 労働者団体は以下を奨励されるべきこととする。

- (a) 協同組合で働く労働者が労働者団体に加入することを助言し、かつ、支援し、
- (b) その構成員が基本的消費財及びサービスの利用を促進する特定の目的で協同組合を設立することを支援し、
- (c) 全国的及び地方的水準で、協同組合に影響を及ぼす経済的及び社会的諸問題を取り扱う委員会及び作業グループに参加し、
- (d) 企業の閉鎖提案のケースを含め雇用の創出又は維持という見地から新規に協同組合を設立することに参加し、
- (e) 生産性の改善及び機会の均等の**促進**を目的とする協同組合向けプログラムに参

加し、

(f) **教育及び訓練を含め**協同組合促進のためのその他いずれの活動も引き受けること。

309. 労働者側副議長、新しいポイントを含める修正案を取り下げる。

(注 「結論案・甲」ポイント 12 をめぐる論議により採択されたパラグラフが【結論案・乙】ポイント 19 として、この箇所に挿入される)

【結論案・乙】

- 19.** 協同組合諸組織、特に、連合会及び協会は、以下のことを奨励されることとする。
- a. 協同組合の発展にとっての好意的な環境を創造する見地から使用者及び労働者の団体、関係する政府及び非政府の諸機関との積極的な**関係**を確立し、
 - b. それ自身の技術的支援サービスの資金調達を管理し、かつ、それに**寄与**し、
 - c. 加入している協同組合に対し取引上及び金融上のサービスを**提供**し、
 - d. 被傭者の人材開発に投資し、
 - e. 国際的水準で一国の協同組合運動を代表し、かつ、
 - f. 協同組合の促進のためのその他の活動を遂行する。

(【結論案・甲】では、この箇所に「国際的協同」というタイトルが付されている) ポイント 19

【結論案・甲】(【結論案・甲】ポイント 19 は【結論案・乙】ポイント 20 と比較対照されるべきもの)

19. 加入者は、以下を通じて国際的協同を促進する適切な措置を講じることとする。

- (a) 協同組合の組合員のために雇用創出及び所得形成において効果的であることが実証されている政策及びプログラムに関する情報の交換
- (b) 以下のことを可能にするために協同組合開発に関係する一国及び国際的な諸機関及び(国または公共の)施設(*)の間での連携の奨励及び促進
- (i) 人員の交流、及び、理念、教育又は訓練のための諸資料、方法及び参考諸資料の交換
- (ii) 協同組合及びその発展に関する研究資料その他のデータの編集及び利用
- (iii) 協同組合間の同盟及び国際的協力の確立
- (iv) 協同組合の価値及び原則の促進及び擁護
- (c) 協同組合による市場情報、立法、訓練資料、技術、テクノロジー及び製品規格といった一国的及び国際的データの利用

(*) 「結論案・乙」ポイント7の注を参照のこと。

D.171

310. 労働者側副議長、領域範囲(英語版で a regional dimension、仏語版で une dimension régional)を導入する項を付け加える修正案を提案。使用者側委員、措辞が厳密ではないと。“a regional economic entity” 「領域的経済実在」(1)によって正確には何が意義づむけられるのかと、いぶかしんだ。当該の措辞は一国内の領域組織を指しかねないからだ。彼は、アメリカ合衆国やスイスの如き連邦政府を有する国では適用が困難になると指摘し、それ故に修正案を支持することができないと。**労働者側副議長**、

“developing, whenever possible and in consultation with cooperatives, employers' and workers' organizations, common regional guidelines and /or legislation on cooperatives” 「可能であるときに、かつ、協同組合、使用者団体及び労働者団体と協議して協同組合に関する共通の領域的ガイドライン及び/又は法制を発展させ」と読み替える派生修正案を提案。彼は、ILOの文書はしばしば“a regional economic entity”について言及していると指摘した。意味するところは、一国内での下位区分ではなく、むしろEU、南アフリカ開発コミュニティ、NAFTA(北米自由通商協定)といった領域的経済実在であると。かかる実在が異なれば法的取り決めが異なるのは明白である。**使用者側委員**、当該の項は連邦政府により適用することができず、それは、EUの subsidiarity 「自律補充の原則」(2)にも抵触すると。**労働者側副議長**、委員会にEUは協同組合規則案(EU共通立法であり、EU全域で直接の拘束力を有する。この試みは、1993年に挫折し、2001年のILC会議の折にその挫折が常識となっていたはず。2003年1月現在、任意に採用できるガイドライン的法律化に落ち着いた。訳者補記)を策定中と報告。彼は、彼が提案した派生修正案は使用者側の懸念を緩和するに十分な柔軟性を持つものだと。

- (1) 英語版で a regional economic entity、
仏語版で une entité économique régionale.
- (2) 統階的組織にあつて、上級・下級の権限関係を示す原則。下級が為しえないことのみを上級が行なうとするもの。下級機関への権限の委譲を前提とした分権化のこと。マーストリヒト条

約で定式化された。

311. ベルギー及び英国の各政府側委員、当該のEU規則は規定及び指令の双方を含むものだと指摘(「規定」とは国内での適用にあたり批准を要し、「指令」とは批准を要しないものを指す。訳者注記)。しかし、それは、各国の法制度の調整を目的とするものではなく、むしろ、EU全域で事業活動できる「欧州協同組合」(*)の導入を図るものである。トリニダードトバゴ政府側委員、それは趨勢となっているグローバルな状況に関係し、先を見通したものであるとし、修正案を支持すると。CARICOMにより取られている方向もそうであると。ブルキナファソ、コスタリカ、キプロス、フランス、サウジアラビア、スペイン、スリナム、スウェーデンの各政府側委員、修正案を支持すると。アルゼンチン、ブラジルの各政府側委員、提案されている修正案を適用することは連邦政府には困難であるとする使用者側委員の見解に同意すると。MERCOSUR内の法制度の調整(harmonization)の経験がそれを証立てていると。

(*)多国籍タイプの協同組合の意。

312. カナダ政府側委員、“development”「発展」の後に“as appropriate”「適切なときは」なる文言を挿入し、“regional”「領域的な」を削除する派生修正案を提案。当該の派生修正案は、いかなる支持も得られず。**使用者側副議長**、当該の論点は政府により決定避けるべきものであると提案。**労働者側副議長**、論議が措辞の論点の周りに旋回しているのではと。報告では、“regional”は諸国家の国際的又は国境越えのグループを指

すと明確にするべきであると。彼の派生修正案中の“wherever possible”「どこでも可能であるならば」なる文言は、共通のガイドライン及び法制度を発展させるには時間を要するということをも含意しているのでアルゼンチン、ブラジルの各政府側委員の懸念を和らげるはずのものであると。

313. 政府側委員の大半が修正案を支持していることを示す非公式の挙手の後で、労働者側副議長が派生提案した修正案が採択された。

314. ポイント 19は、修正案が採択された。

【結論案・乙】

20.加盟国は、以下を通じて国際的協同を促進する適切な措置を講じることとする。

- (a) 協同組合の組合員のために雇用創出及び所得形成において効果的であることが実証されている政策及びプログラムに関する情報の交換
- (b) 以下のことを可能にするために協同組合開発に関係する一国及び国際的な諸機関及び(国または公共の)施設(*)の間での連携の奨励及び促進
 - (i) 人員の交流、及び、理念、教育又は訓練のための諸資料、方法及び参考諸資料の交換
 - (ii) 協同組合及びその発展に関する研究資料その他のデータの編集及び利用
 - (iii) 協同組合間の同盟及び国際的協力の確立
 - (iv) 協同組合の価値及び原則の促進及び擁護
- (c) 協同組合による市場情報、立法、訓練資料、技術、テクノロジー及び製品規格と

いった一国的及び国際的データの利用
(d) どこでも可能であるならば、かつ、関係する協同組合、使用者及び労働者の団体と協議して協同組合に関する共通の領域的ガイドライン及び立法を発展させること。

315. 議長は委員会に、スペイン政府側委員が“governance”「統治」の意味についてスペイン王立アカデミーの関係書類を調べられるよう漸次暇をとった報告した。議長はスペイン政府側委員に発言の機会を与え、当該委員は委員会に対して、先に彼が指摘したことに相異しアカデミーが2000年12月21日に採用しているのでスペイン語固有の措辞、governanzaが実際にあると報告した。

316. スペイン政府側委員は委員会審議を成功裏に終えさせたことに関して議長、副議長及び委員各位に謝辞を述べた。議長は、順次、委員各位、記録者、通訳の協力と支援に謝意を表した。

報告書の採択及び結論案

317. 第14回会議で委員会は委員会の審議過程の記録案及び結論案を採択した。

318. 記録者は、起草委員会が6時間の会議を持ったことを委員会に報告した。当該委員会は、法務助言者の案内を受けて、英語版、仏語版及びスペイン語版による結論案テキストを校閲した。同時にまた、本委員会により採択された修正が適宜に反映されているかどうか確認を行なった。本委員会により要望された線に沿って、若干、各ポイントの文体及び措辞の変更を行い、かつ、その順序を

変更した。結論案で、爾今、“Members”「加盟者」よりか“member States”「加盟各国」という言及をし、また、協同組合原則に関して言及される箇所のいずれにおいても「価値」なる文言を挿入したと。

319. ナイジェリア政府側委員、草案報告{V(1)及びV(2)のことを指す}で協同組合立法、直接の支援、能力の開発、協同組合教育及び訓練の促進を通じて協同組合を強化しているナイジェリア政府の努力に関してなんらの言及をもしていないことを遺憾とした。ブラジル、フランス、日本、リビア・アラブ、メキシコ、英国の各政府側委員は、いささかの訂正を提出し、かつ、間奏発言に関連しこれを報告に記載する上で明確化を求めた。これらの変更に関し、当該報告は満場一致で採択された。

320. 委員会は、結論案を各ポイント毎に、かつ、全体として採択する議事を進行させた。

321. カメルーン政府側委員により提起された質問に対して法務助言者は、ILO本文で“and”なる文言は“or”をカバーすると明確にした。同様に、ケニア政府の質問に対し議長は、文言を追加するどのような提案も次期の委員会で考慮に入れられることになると明確にした。

322. 労働者側副議長、当該報告では結論案のオリジナルなナンバーリングがされていると指摘。起草委員会がポイントの順序を変更した事実が報告では反映されるべきであると。

323. リビア・アラブ政府側委員、結論

案のアラビア語版を改善する一連の提案を提出した。

324. ブラジル、フランス、カメルーンの各政府側委員は、結論案のスペイン語版及び仏語版の措辞上での改善に関する一連の提案を提出した。結論案の根拠に基づいて提案される勧告案を起案する ILO 事務局起草委員がこれらの提案を考慮に入れるべきであることが合意された。

325. 議長、謝辞。

326. 使用者側副議長、謝辞。

327. 労働者側副議長、謝辞。

328. 議長、重ねての謝辞。

ジュネーブ 2001 年 6 月 20 日

署名 議長 M・プウイシキエビッチ

記録者 M・スーパサッド

(終わり)